

宮城県地域公共交通活性化協議会圏域別検討会設置要領

(設置)

第1条 宮城県地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）に関して、圏域ごとの実情や課題を把握するため、宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、宮城県地域公共交通活性化協議会圏域別検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域路線バス等の在り方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、宮城県地域公共交通活性化協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に、座長を置く。
- 3 座長は、宮城県企画部地域交通政策課長をもって充てる。
- 4 座長は、検討会を代表する。
- 5 座長に事故あるとき又は不在のときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 座長は必要に応じて、検討会の会議に臨時の構成員を加えることができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、座長が招集し、主宰する。

(事務局)

第5条 検討会の庶務は、宮城県企画部地域交通政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営については、要綱の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和7年10月29日から施行する。

別表

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・宮城県企画部地域交通政策課長・要綱の別表第2に掲げる圏域区分ごとの構成市町村の長が指名する者・圏域区分ごとの交通関係事業者のうち、座長が指名する者 |
|--|